



伊那市農業振興センターだより

運営委員長 宮原 英幸

水田活用の直接支払交付金の見直しに関する課題などご意見をお寄せください

国は、水田転作助成の柱である『水田活用の直接支払交付金』について、次のとおり交付対象水田を見直す方針を示しています。

- ① 水張りができない水田（畦畔や用水路がなく、米の作付けができない）は交付金の対象外。
- ② 今後5年間（令和4年～8年）に一度も水張り（米の作付け）が行われなかった水田は、令和9年以降交付金の対象農地としない。

この見直し方針が示されて以降、生産現場では大きな戸惑いが広がっています。

国は、この方針を白紙に戻すことはないとしています。水稲と畑作物の輪作が必ずしも5年周期とならないなど、実態と合わない課題については、丁寧に検証していくとしています。

伊那市でも5年の間に米を作付けることが困難な課題等については、国に報告・要望していきますので、ご意見をお寄せください。

- 提出期限 令和4年6月20日(月)まで
- 提出先 伊那市役所 農林部 農政課 農業経営係又は JA 上伊那中部営農センター
- 提出方法 郵送、ファックス、メールにて必ず書面（様式は自由）でご提出ください。
〔FAX：0265-72-4142 E-mail：nogyo@noucen.inacity.jp〕
- その他 5年周期での水稲生産が困難など、課題が生じると思われる地域、作物、面積などできる限り具体的に記入してください。

☆ 熱中症を防止するための対応

夏場等の暑熱環境下での農作業は熱中症（熱射病、熱けいれん、熱まひ）を生じる恐れがあります。日常の睡眠、食事を十分とりながら次の事項に注意してください。

- ① 日中の気温の高い時間帯を避けて作業を行うとともに、休憩をこまめに取り、作業時間を短くする等、作業の工夫をしましょう。
- ② 水分をこまめにとり、汗で失われた水分、塩分を補給しましょう。
- ③ 気温が著しく高くなりやすいハウス等の施設内での作業については特に気をつけましょう。
- ④ 帽子の着用や、熱中症予防グッズ（吸汗速乾性素材の衣服等）を活用しましょう。
- ⑤ 作業場所には日よけを設ける等、できるだけ日陰で作業するように努めましょう。
- ⑥ 屋内では遮光や断熱材施工等により、温度が著しく上がらないようにするとともに、風通しを良くして室内の換気に努め、送風機、スポットクーラー等を活用しましょう。
- ⑦ 作業は2人以上で行い、やむを得ず1人の場合は、家人等に定期的に異常ないか確認してもらいましょう。



転作水田の現地確認が始まりました

今年も転作水田の現地確認が行なわれます。スムーズに実施できますようご協力をお願いします。経営所得安定対策等交付金の対象となる作物には立札を配布しています。配られた立札は、不足や変更がないか必ず確認してください。立札への記載が不十分ですと現地確認が遅れたり、経営所得安定対策等交付金の対象にならない場合があります。立札はよく確認し、正確に作成して、現地確認を受けてください。立札がない場合は、役員から白紙の立札をもらって記入し、現地確認を受けてください。変更がある場合は、赤ペンで修正してから立ててください。

- 立札に出荷用か自家用かスタンプが押してある場合は、どちらかに○印をし、出荷用の場合は・出荷先・出荷作物を記入してください。
- そばの立札には夏そば（出荷用）、秋そば（出荷用）の、あり・なしスタンプが押してあります。今年度の計画全てに○印をしてください。なお、自家用のそばの場合は、交付金の対象とならないため、「なし」に○印をしてください。
- 立札に㊦とある水田は、必ず実測図と面積の計算式を立札の裏面に記入してください。
- 転作作物未定と打ち出された立札には、作付けする予定の作物名を記入してください。
- そばの現地確認は6月と8月の2回行います。



経営所得安定対策等交付金の交付申請はお済みですか？

経営所得安定対策等交付金の交付を受けるためには、期限までに国に交付申請書を提出する必要があります。対象の方には、5月上旬に申請関係書類を郵送してあります。

申請をお忘れの方は、大至急！ JA上伊那各支所、或いは中部営農センター、または伊那市役所農政課に提出してください。

4月22日	運営小委員会主な議題	5月19日
<ul style="list-style-type: none"> 1. 運営小委員会・幹事会構成について 2. 米政策関連事項について 3. 令和4年度水稲作付面積集計について（4月8日現在） 4. 令和4年度水田活用米穀の取組について 5. 令和4年度経営所得安定対策交付金の交付申請について 6. 水田活用の直接支払交付金の見直しに対する意見集約について 7. 転作水田等の現地確認及び農地パトロールについて 8. 認定農業者の認定審査会 ・新規3件 ・再認定6件 9. 認定新規就農者の認定審査会 新規2件 10. 人・農地プラン検討会 11. 上伊那農業農村支援センター報告事項 <p>以上、全議案が承認及び認定、確認されました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1. 小委員会、幹事会構成について 2. 運営委員会（総会）の開催並びに付議事項について 3. 米政策関連事項について <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認委託料（国庫補助）について 4. 認定農業者の認定審査会 ・再認定1件 5. 人・農地プランについて 6. 令和3年度伊那市農業委員会の意見書について 7. 令和3年度遊休荒廃農地の調査結果について 8. 令和3年度地区別利用権設定実績について 9. 水田活用の直接支払交付金の見直しについて 10. JA上伊那農業機械銀行「農業機械作業料金表」について 11. 上伊那農業農村支援センター報告事項 <p>以上、全議案が承認及び認定、確認されました。</p>	